

令和5年度就学援助費について

市では、お子さんを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、給食費や学用品費などを援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に、申請期間内に手続きを行ってください。毎年度申請が必要です。

対象 あま市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、市教育委員会が援助の必要があると認めた方

- (1)生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみ支給します)
- (2)生活保護が停止、または廃止された方
- (3)市民税が非課税、または減免されている方
- (4)個人の事業税、または固定資産税が減免されている方
- (5)国民年金保険料が全額免除されている方
- (6)国民健康保険税が減免されている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方
- (8)生活福祉資金による貸付けを受けている方
- (9)その他経済的に困窮し、就学に支障があると認められる方

申請期間 4月3日(月)から5月31日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

※申請期間後に申請し認定された場合は、認定月からの月割支給となります。

申請先 学校教育課(本庁舎)の窓口または甚目寺市民サービスセンター窓口にご提出してください。郵送可。

※5月8日(月)以降は、学校教育課(新庁舎)の窓口にご提出してください。

申請に必要なもの

- ・認印(スタンプ式不可)
- ・申請要件を証明することができるもの
- ・振込先口座の分かるもの

※申請書は、各窓口にご用意してあります。(市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

申請にあたって

- (1)住民票にかかわらず、お子さんと同一生計世帯員全員が同じ申請理由に該当することが必要です。
- (2)所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- (3)認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。

問合先 学校教育課 ☎444・0902 FAX443・8210

民生委員・児童委員が訪問調査を行います

【対象:ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方】

全国的に高齢者の孤独死や行方不明が多発しており、高齢者を地域で見守ることの大切さが再認識されています。市においては、**65歳以上でひとり暮らしの方、65歳以上のみで生活されている世帯の方を対象**に、緊急時の連絡先や生活状況の把握のため、各地区の民生委員・児童委員が6月頃までにご家庭を訪問し『高齢者台帳』の作成を行います。緊急時にはこの高齢者台帳を活用し、適切な支援に結びつけていますので、ご理解ご協力いただきますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況により訪問調査の実施を延期または中止とする場合があります。

問合先 高齢福祉課 地域包括支援センター ☎444・3159 FAX 443・3555